明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

規則

○国家公安委員会規則第十一号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月十六日

国家公安委員会委員長　武田　良太

警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則

警察庁の定員に関する規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（警察庁の定員）

第一条　警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員は、次のとおりとする。

区分		定員	備考
内部部局	長官官房	四一六人	警察庁長官、次長各一人を含む。
	生活安全局	二五七人	うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
	刑事局	三八七人	
	組織犯罪対策部	三一三人	組織犯罪対策部の定員を除く。
	交通局	一七六人	
	警備局	二二二人	外事情報部及び警備運用部の定員を除く。
	外事情報部	二七一人	
	警備運用部	一二六人	
	情報通信局	三六一人	
	計	二、五二九人	うち、一、四五九人は、警察官とする。
［略］			
合計		七、九七二人	うち、二、二〇七人は、警察官とし、九二二人は、皇宮護衛官とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正前

（警察庁の定員）

第一条　［同上］

区分		定員	備考
内部部局	長官官房	四一六人	警察庁長官、次長各一人を含む。
	生活安全局	二五八人	うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
	刑事局	三八七人	
	組織犯罪対策部	三一五人	組織犯罪対策部の定員を除く。
	交通局	一七六人	
	警備局	二二二人	外事情報部及び警備運用部の定員を除く。
	外事情報部	二七一人	
	警備運用部	一二六人	
	情報通信局	三六一人	
	計	二、五三二人	うち、一、四六二人は、警察官とする。
［同上］			
合計		七、九七五人	うち、二、二一〇人は、警察官とし、九二二人は、皇宮護衛官とする。

附　則

この規則は、令和二年一月七日から施行する。